

学務課

議案第17号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

区立幼稚園に在園する、第2子の子育てサポート保育料(年間利用に限ります。)を、世帯の所得にかかわらず無料とするとともに規定の整備を行うため、「港区立幼稚園の保育料に関する条例(昭和二十二年十月一日 条例第十四号)」の一部を改正します。

1 改正内容

多子世帯の子育てサポート保育料(年間利用に限ります。)の軽減措置を拡充し、世帯の所得にかかわらず、区立幼稚園に在園している幼児が第2子以降の場合は、子育てサポート保育料を無料とします。

例) 小学校4年生、5歳児、4歳児がいる場合の子育てサポート保育料

	現 行		改正後
	所得割課税額が77,101円以上の世帯	所得割課税額が77,101円未満の世帯	
小学校4年生	—	—	—
5歳児	<b>全額</b>	<b>半額</b>	<b>無料</b>
4歳児	無料	無料	無料

例) 中学校1年生、小学校4年生、5歳児、4歳児がいる場合の子育てサポート保育料

	現 行		改正後
	所得割課税額が77,101円以上の世帯	所得割課税額が77,101円未満の世帯	
中学校1年生	—	—	—
小学校4年生	—	—	—
5歳児	<b>全額</b>	無料	<b>無料</b>
4歳児	無料	無料	無料

2 施行期日 令和 2 年4月1日

(令和 2 年4月分以後の子育てサポート保育料について適用します。)